

いじめの防止等のための基本的な方針

県立上尾鷹の台高等学校いじめの防止等のための基本的な方針（以下「鷹の台高校基本方針」という。）は、これらの対策を更に実効的なものとし、生徒の尊厳を保持する目的の下、国・埼玉県・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

また、同法第22条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止対策等を実効的に行うための組織を置くものとする。

<鷹の台高校基本方針>

礼節を重んじ、他者を尊重する心の育成を基本目標とするとともに、いじめは、誰でも加害者にも被害者にもなり得るという事実を踏まえ、いじめのない人間関係の醸成・いじめの未然防止・早期発見・確実な対策と指導を、全教職員が迅速かつ適切に行うことを基本方針とする。

また、取組の実効性を高めるため、PDCAサイクルを活用し、鷹の台高校基本方針が、本校の実情に即して機能しているかの点検や見直し等を行うものとする。

<「いじめ」の定義>

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒との一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」である。

<本校におけるいじめの防止等に関する措置>

- 本校は、県教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。
- いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。未然防止の基本として、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。更に、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

1 教職員の言動・姿勢

本校の中期構想「第2期鷹の台プラン」の「基本目標3 礼節を重んじ、他者を尊重する心の育成」の主な方策にある「人権感覚育成プログラムやいじめ防止のための調査を定期的に行う」「教職員や保護者自らが明るいあいさつを励行し、

人権尊重の模範となる」に基づき、教職員が人権尊重の理念について十分に認識し、生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導に当たることとする。

また、教職員は、自らの言動が生徒の人権を侵害することのないよう常に意識しておく必要がある。教職員の人権尊重の態度は、生徒に安心感や自信を生む。教職員は、常に教育活動や日常の生活場面において、言動に潜む決めつけや偏見に気付き、一人一人を大切にしているかを見抜き、点検することが重要である。

これにより、教職員と生徒との人間関係が愛情に満ち、信頼関係を築く基盤となることを意識して指導に当たるものとする。

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている生徒の立場で指導・支援を行うために、

- ① 生徒の悩みを親身になって受け止め、生徒の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。
- ② 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生しうるという危機意識を持って当たる。
- ③ いじめられている生徒を守り通すことを最優先に指導・支援することを念頭に置いて対応に当たる。

いじめに関する事例を分析してみると、教師が直接・間接にいじめを生み出している場合がある。教師がいじめの発生に関わっている場合として、

- ・ 教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
- ・ 教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
- ・ 教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合

などがあることに十分留意する。

2 学級づくり

生徒は、学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、

- ① 生徒が、安心して学校生活を送れるよう配慮する。
 - ・ 生徒の気持ちを共感的に受け止める。（「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」）
 - ・ 居場所をつくる。
 - ・ 見守る。（「いつもどこかで先生は見守っている。」）
 - ・ 基準を示す。（「……してはならない。」だけではなく、「こんなときにはこうするといいよ。」）
- ② 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
 - ・ 分かる楽しさを与える。（「分かった。」と思えたとき、「もっと分かりたい。」というエネルギーがわいてくる。）
 - ・ 自分のよさや自分との違いのよさを認める。（「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」）

- ③ 生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。
- ④ 生徒会活動など生徒が、自主的に取り組むいじめ問題への取組を支援する。などのポイントを押さえた学級づくりに学校を挙げて取り組む。

3 学習指導

学業不振やその心配のある生徒は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。逆に、生徒が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができる。つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。

授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

4 保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多く、保護者同士の親密な関係が重要である。

そこで、学級担任等がコーディネイト役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。また、PTA活動を通じて、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

5 インターネットを通じて行われるいじめの防止

本校では、生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないよう情報モラルの徹底を図る。

- ① ロングホームルームを活用して、ネット問題について生徒向け講演会を実施する。また、「青少年のネットモラル啓発DVD」等の具体的な資料等の活用を図る。
- ② 生徒の意識啓発とともに保護者向けのネット意識の啓発活動を行う。